

令和4年度特別養護老人ホーム 経営支援事業説明会

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当

項目

- 0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要
- 0 2 令和4年度スケジュール
- 0 3 努力実績加算の変更点（令和4年度当初からの変更点）
- 0 4 Q&A（令和4年度当初から変更となった加算）
- 0 5 第三者評価・利用者調査について
- 0 6 - 1 Q&A（第三者評価・利用者調査）
- 0 6 - 2 Q&A（よくある質問と回答）
- 0 7 施設支援課施設運営担当からのお願い
- 0 8 その他（本事業の根拠規程とお問合わせ先）

0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要

目的

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）が、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設になることを目的とする。

対象施設

都内に社会福祉法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム

※ 地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く

欠格事由

次の（１）から（５）に該当した場合、補助金の一部又は全部を交付しない。

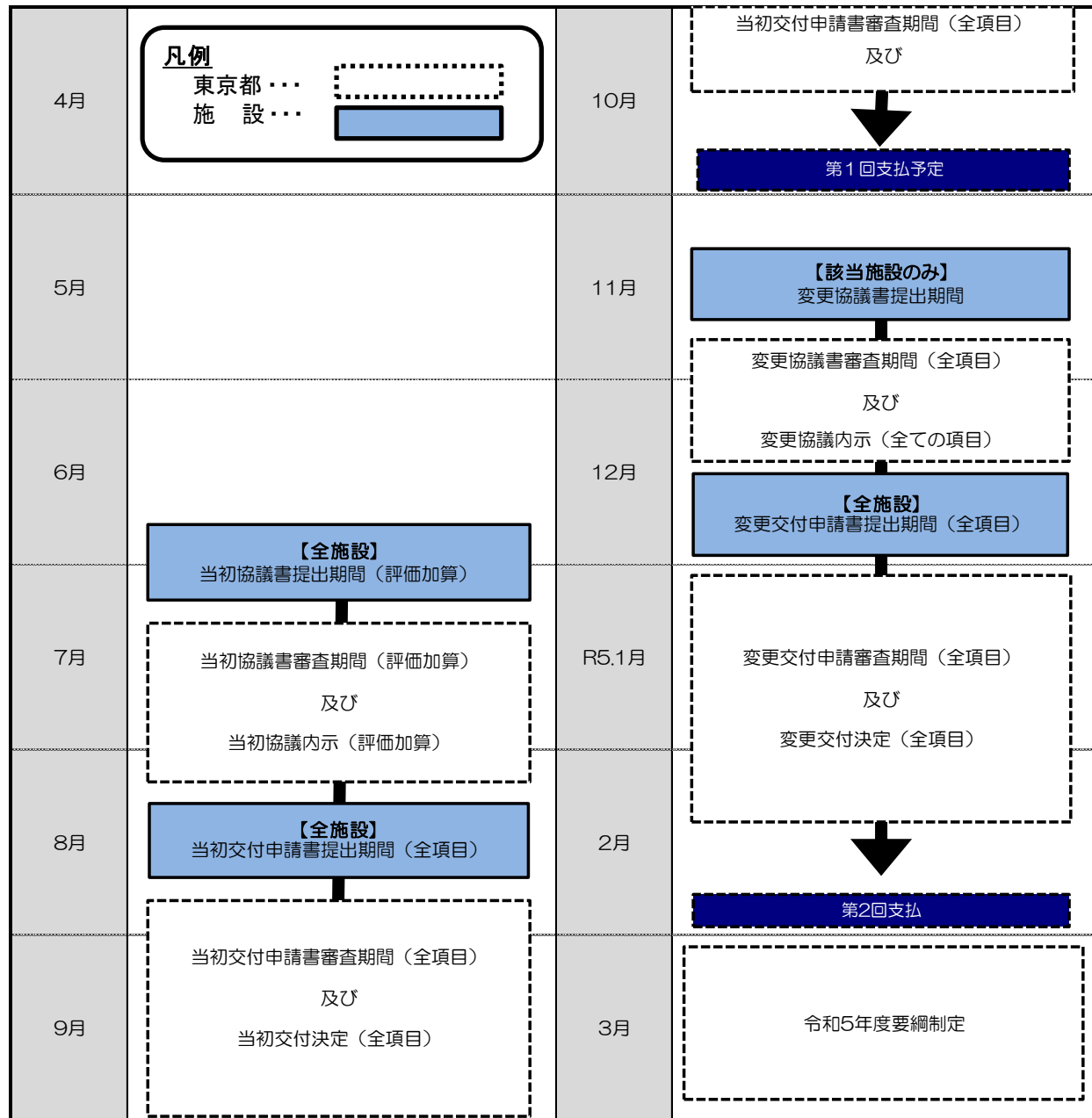
- （１）老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、これらの法に基づく命令の規定に違反したもの
- （２）（１）の状況にある社会福祉法人が設置するもの
- （３）老人福祉法及び社会福祉法の規程に基づき東京都知事が実施する指導検査における行政指導(文書による指摘)について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
- （４）社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの
- （５）令和４年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの

0 1 特別養護老人ホーム経営支援補助金の概要

交付対象経費

番号	項目	内容	単価
①	施設振興費	整備時借入金の償還財源充当、建物・設備の充実 ※ 介護保険制度移行に係る経過措置	2,700円／入所定員・月
②	あん摩マッサージ指圧師加算	視覚障害を持つあん摩マッサージ師の継続雇用 ※ 介護保険制度移行に係る経過措置	40,000円 ～ 407,000円／月
③	小規模施設加算	経営の安定化（定員31～69名の施設）	441,000円 ～ 939,000円／月
④	島しょ加算	経営の安定化（島しょ地域に存する施設）	23,200,000円／年
⑤	町村部特別加算	経営の安定化（西多摩地区町村部に存する施設）	4,625,000円／年
⑥	医療対応強化支援加算	医療的ケアに従事する医師及び看護職員を基準より手厚く配置している施設への支援	100,000円～2,000,000円
	評価加算 努力・実績加算	利用者サービスの向上や地域貢献に向けた施設の努力・実績をポイントにより評価	1ポイント当たりの単価 = 予算額 ÷ 補助対象施設の総獲得ポイント数
⑦	サービス評価・改善加算	サービスの質の向上、福祉サービス第三者評価システムの定着	第三者評価 600,000円 利用者調査 200,000円

02 令和4年度スケジュール



支払の例

施設名	当初交付申請額	第1回支払	変更交付申請額	第2回支払	支払額合計
A特養	100万円	50万円	100万円	50万円	100万円
B特養	100万円	50万円	110万円	60万円	110万円
C特養	100万円	50万円	90万円	40万円	90万円



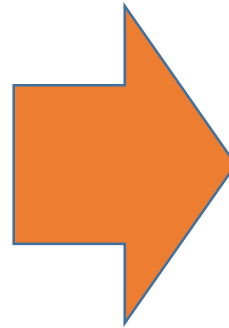
金額が一致

03 努力実績加算の変更点（令和4年度当初からの変更点）

努力実績加算

【変更前】

No.	項目	ポイント数	
		定員 70名以上	定員 69名以下
1	有資格者の割合	2	
2	介護・看護職員の増配置	5	
3	職員定着率の向上	5	
4	ボランティアコーディネーターの配置	3	
5	障害者の雇用	2	
6	福祉避難所としての訓練等の実施	4	
7	事業継続計画に基づく訓練の実施	3	
8	自治会等との防災訓練の実施	4	
9	島しょにおける人材確保	採用・定着	10（島しょのみ）
10		研修	8（島しょのみ）
11	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
12	社福軽減の実施	5	
13	要介護度の改善	3	
14	看取り介護研修の実施	2	
15	他法人等との連携による人材育成	2又は1	10又は6又は3
16	次世代への介護の魅力発信	2	4
17	講座・サロン等の開催	5又は4又は2	10又は8又は4
18	地域の高齢者の活動の場の提供	2	4
19	感染症対策の徹底	3	6
20	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10
21	業務継続に向けた取組の強化	3	
22	新型コロナ発生時における職員派遣協定への参加	5	10
23	財務情報等の公表	-8	



【変更後】

No.	項目	ポイント数	
		定員 70名以上	定員 69名以下
1	有資格者の割合	2	
2	介護・看護職員の増配置	5	
3	職員定着率の向上	5	
4	ボランティアコーディネーターの配置	3	
5	障害者の雇用	2	
6	福祉避難所としての訓練等の実施	4	
7	事業継続計画に基づく訓練の実施	3	
8	自治会等との防災訓練の実施	4	
9	島しょにおける人材確保	採用・定着	10（島しょのみ）
10		研修	8（島しょのみ）
11	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
12	社福軽減の実施	5	
13	要介護度の改善	3	
14	看取り介護研修の実施	2	
15	他法人等との連携による人材育成	2又は1	10又は6又は3
16	次世代への介護の魅力発信	2	4
17	講座・サロン等の開催	5又は4又は2	10又は8又は4
18	地域の高齢者の活動の場の提供	2	4
19	感染症対策の徹底	3	6
20	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10
21	業務継続に向けた取組の強化	3	
22	新型コロナ発生時における職員派遣協定への参加 ※（1）又は（2）のいずれか	/	
	（1）東京都の職員派遣協定	5	10
	（2）区市町村内での東京都協定に準ずる協力の枠組み	3	6
23	財務情報等の公表	-8	

03 努力実績加算の変更点（令和4年度当初からの変更点）

改正する要綱名

令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱

改正内容

(改正前)

項目	指標数字	ポイント数	
		大規模施設	小規模施設
新型コロナウイルス感染症発生時における職員派遣協定への参加	「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定」に登録（参加）している。	5	10

(改正後)

項目	指標数字	ポイント数	
		大規模施設	小規模施設
新型コロナウイルス感染症発生時における職員派遣協定への参加	(1) 新型コロナウイルス感染症発生時における東京都の職員派遣協定に参加している。	5	10
※(1)又は(2)のいずれかのみ申請可能	(2) 新型コロナウイルス感染症発生時における区市町村内での東京都協定に準ずる協力の枠組みに参加している。	3	6

適用年月日

令和4年10月1日（土曜日）

注意事項

- 当初交付については、「改正前」の要綱をもとにお支払いいたします。改正後の内容は、変更交付申請より適用となります。
- 改正後の要綱については、以下のホームページに掲載いたします。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/index.html>

04 Q&A（令和4年度当初から変更となった加算）

新型コロナウイルス感染症発生時における職員派遣協定

Q 1. 新型コロナウイルス感染症発生時における職員派遣協定への参加において、『（1）新型コロナウイルス感染症発生時における東京都の職員派遣協定（以下、「都協定」という。）に参加している。』『（2）新型コロナウイルス感染症発生時における区市町村内での東京都協定に準ずる協力の枠組み（以下、「区市町村等協定」という。）に参加している。』とあるが、派遣の実績がないと加算を取得することはできないのか。

A 1. （1）都協定及び（2）区市町村等協定共に、派遣協定に参加していれば、派遣実績がなくても加算の取得は可能です。

Q 2. 『（2）「区市町村等協定」に参加している。』とあるが、区市町村の協定だけでなく、各地域内における区市町村の施設長会等を中心とした協定等も対象となるか。

A 2. 対象となります。協定の内容を確認しますので、施設支援課施設運営担当に事前に御相談いただけると幸いです。

04 Q&A（令和4年度当初から変更となった加算）

新型コロナウイルス感染症発生時における職員派遣協定

Q 3. （1）都協定及び（2）区市町村等協定にはどのように参加することができるのか。

A 3. （1）都協定については、以下のURLより御参加ください。

「<https://www.tcsw.tvac.or.jp/news/kourei-haken.html>」

（2）区市町村の協定について、区市町村の協定は、区市町村の担当窓口にて御確認ください。各地域内における区市町村の施設長会等を中心とした協定等については、自法人の担当者や施設長会の担当者等に御確認ください。

Q 4. 証明書の提出は必要か。

A 4. （1）都協定については、施設支援課施設運営担当において登録の有無を確認することができるので不要です。

（2）区市町村等協定については、実績報告時に協定書等のコピーを提出する必要があります。

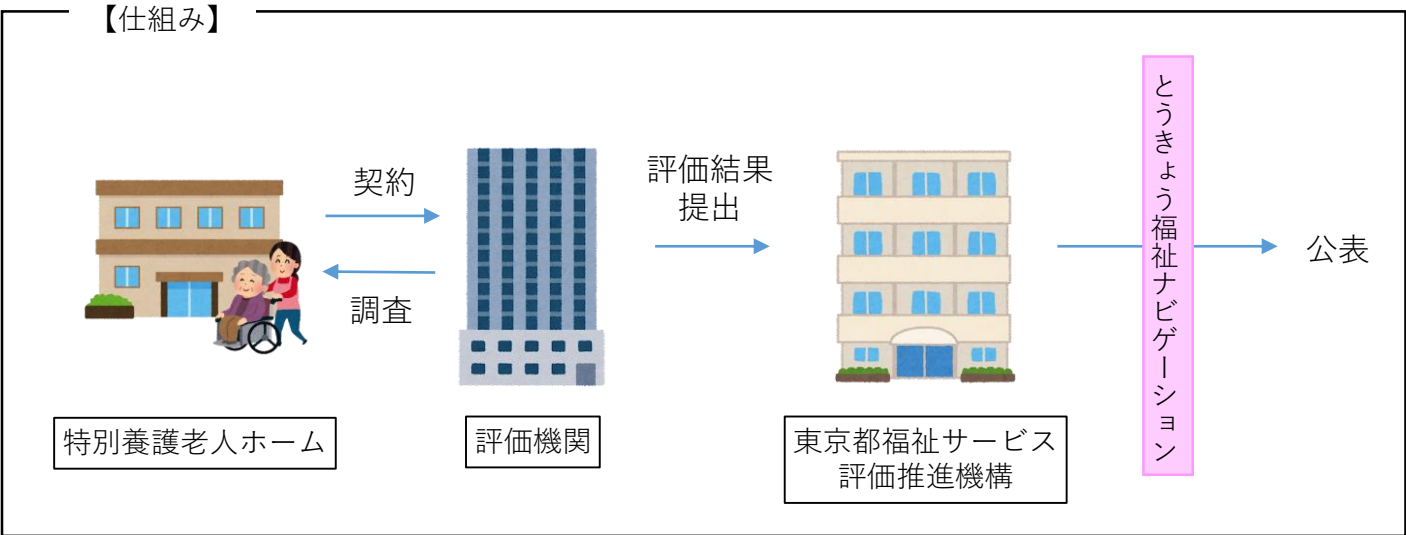
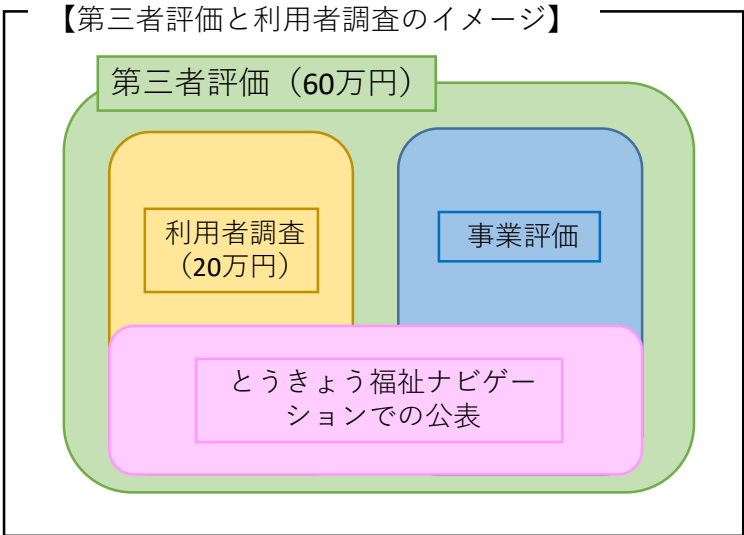
05 第三者評価・利用者調査について

サービス評価・改善加算

【第三者評価】 福祉サービス第三者評価を活用としたサービス改善計画・状況の公表	600,000円
【利用者調査】 利用者に対する調査を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円

目的

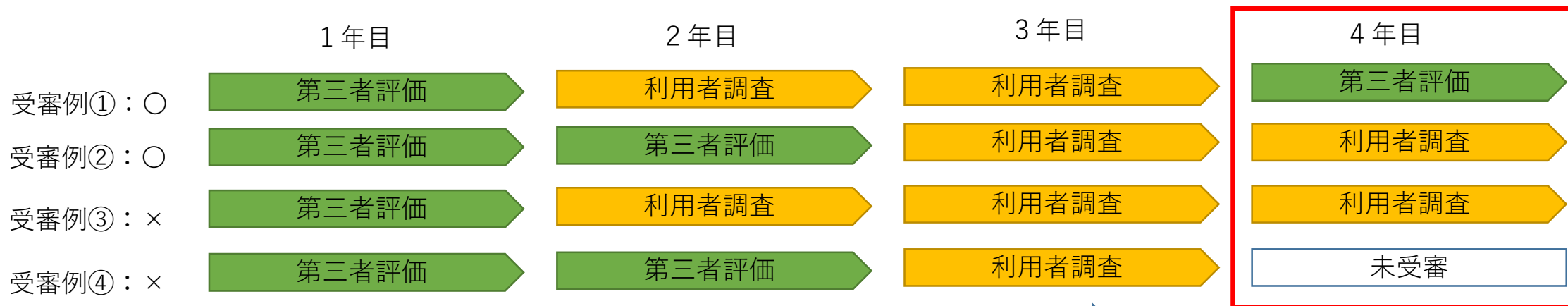
- ・「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするための情報提供を図る。
- ・福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取り組みを促進することを可能とすること。



05 第三者評価・利用者調査について

注意事項

- 1 **少なくとも**3年に1回以上は「第三者評価」を受審し、「第三者評価」を受審しない年度においては、「利用者調査」を受審すること。



実例①及び②：3年に1回以上「第三者評価」を受審しているので「○」

実例③：3年連続で「第三者評価」を受審していないので「×」

実例④：「第三者評価」及び「利用者調査」の両方を未受審の場合は、「×」

「×」
の場合

2年後に「努力・実績加算」
ポイント数が「-8」

- 2 受審には2～3ヶ月程時間を要します。評価機関の負担を軽減するためにも、自施設の受審状況を正確に把握いただき、年度末ギリギリの受審を避けてください。
- 3 新型コロナウイルスの特例として、令和2年度に、福祉サービス第三者評価又は利用者に対する調査の受審が出来なかった場合も、令和4年度に減額しません。
- 4 自施設の受審状況等については、施設支援課施設運営担当まで御連絡いただければ、確認いたします。

サービス評価・改善計画加算

Q 5. 第三者評価の見積額が50万円だったが、その場合は50万円で計上(申請)するのか。また、利用者調査の場合、見積額が15万円だったが、その場合は、15万円で計上(申請)するのか。

A 5. 契約額に関わらず、第三者評価=60万円、利用者調査=20万円の定額となる。

Q 6. Q 5 で生じた差額分は返還する必要があるのか。(第三者評価の場合10万円、利用者調査の場合5万円)

A 6. 定額であるため、返還する必要はない。

Q 7. 第三者評価と利用者調査の両方を実施すると80万円の補助となるのか。

A 7. 第三者評価の中に利用者調査が含まれているので、60万円となる。

努力実績加算全般

Q 8. 当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請した項目について、実施をしなかった。この場合はどうなるか。

A 8. (例) 大規模施設 (定員70名以上) で右記の場合、
未実施の項目は、ポイントに応じた金額を東京都に返還となる。

	看取り介護研修の実施 (2ポイント)
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり
実績	なし

Q 9. 当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった項目について実施をした場合は、加算の対象となるか。

A 9. (例) 大規模施設 (定員70名以上) で右記の場合、
当初協議書提出時又は変更協議書提出時に申請しなかった加算を
実施しても、交付の対象 (追加交付) とはならない。

	次世代への介護の魅力発信 (2ポイント)
当初協議書提出時 変更協議書提出時	なし
実績	あり

努力実績加算全般

Q10. Q8のケースとQ9のケースでは相殺が可能か。

A10. (例) 大規模施設(定員70名以上)で右記のケースの場合、相殺は不可能。看取り介護研修の未実施(-2ポイント)と次世代への介護の魅力発信の実施(+2ポイント)を合算して「0ポイント」とは取り扱わない。看取り介護研修の未実施(-2ポイント)のみを計算することになるので、2ポイント分の金額を東京都に返還することになる。

	看取り介護研修の実施 (2ポイント)	次世代への介護の魅力発信 (2ポイント)
当初協議書提出時 変更協議書提出時	あり	なし
実績	なし	あり

06-2 Q&A（よくある質問と回答について）

努力実績加算「福祉避難所としての訓練等の実施」

Q 1 1. 福祉避難所で例年行っている避難訓練は加算の対象となるか。

A 1 1. 対象とならない。区市町村から指定を受けた施設が、災害時に福祉避難所を開設し、地域の要配慮者を受け入れるための訓練が対象となる。

Q 1 2. 区市町村に保存している備蓄は対象か。また、区市町村から依頼されて保存している備蓄は対象となるか。

A 1 2. あくまで施設が主体となって災害に向けた備蓄を行い、管理する場合に対象となる。

07 施設支援課施設運営担当からのお願い

締切の遵守

1 施設の提出の遅延が、全ての施設に対する支払時期の遅延につながります。必ず提出期限をお守りください。

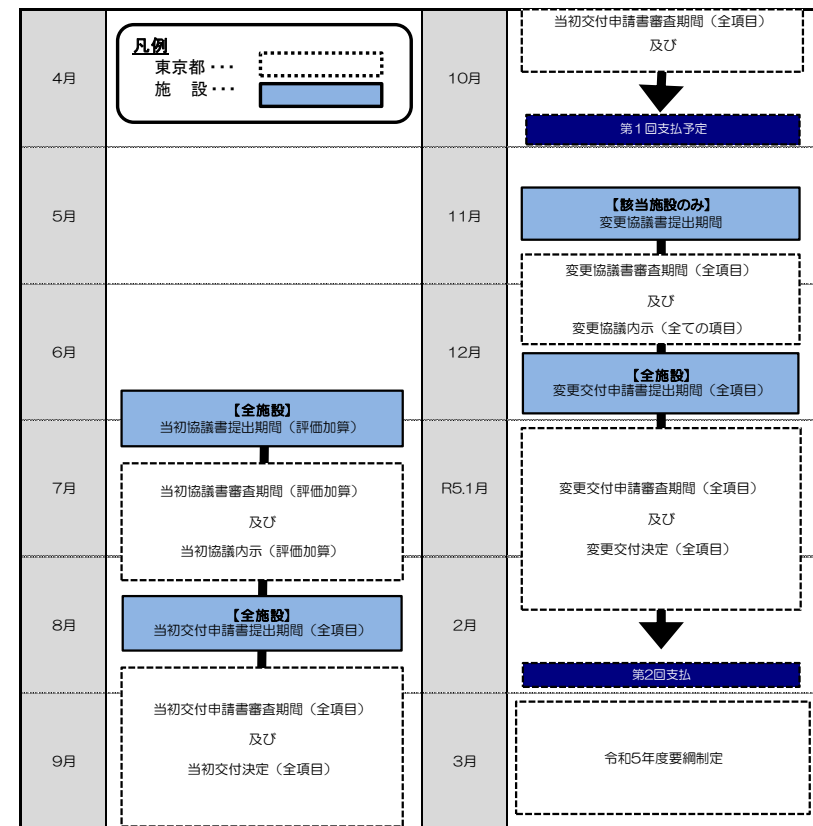
要綱及びQ&Aの確認

特別養護老人ホーム経営支援補助金を活用する際は、必ず「要綱」・「Q&A」の両方を御確認ください。

特養の運営等に関する窓口

- ・ 特別養護老人ホームの運営全般にかかる内容（人員配置、加算の要件等）については、以下のフォームよりお問い合わせください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1664320733830>



08 その他（本事業の根拠規程とお問合わせ先）

根拠規定

- ・ 令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱
- ・ 令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金に係る補助金の減額に関する事務処理要綱
- ・ 令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金に係る補助金交付停止に関する事務処理要綱
- ・ 令和4年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱別表の交付対象経費及び算定基準に定める「別に定める額」
- ・ 東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱

【掲載URL】

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/R04koufuyoukou.html>

お問合わせ先

今年度から特別養護老人ホーム経営支援事業に関するお問合わせは、以下のお問合わせフォームに変更しました。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1661328286982>

※頂戴した問合せについては、メールにて回答いたします。

早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、御了承ください。

御清聴ありがとうございました